

## 令和4年度 労働環境モニタリング実施結果について

### 1 目的

指定管理者導入施設（以下「指定管理施設」という。）における利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民（利用者）サービス維持・向上の観点から、指定管理施設職員の労働環境について確認し、安定的に区民サービスを提供するための環境が整っていることを確認するとともに、必要に応じて指定管理者に指導・助言することにより、より良い区民サービスを提供できる労働環境を整備することを目的に、労働環境モニタリングを実施した。

### 2 対象施設

	施設名	指定管理者名
1	碑文谷公園ポニー園	公益財団法人 ハーモニイセンター

### 3 実施期間

令和4年7月から令和4年9月

### 4 調査の視点

#### (1) 雇用契約と協定等

雇用契約、就業規則等は適正な内容になっているか。

36協定をはじめ、労使協定は適正か。

#### (2) 労働時間

時間管理の手法や残業時間の集計方法は適正か。

休暇、休日も取得状況や管理は適正か。

#### (3) 給与計算

賃金控除協定は締結されているか。

賃金台帳等から適正な計算、支払が行われているか。

#### (4) 各種保険手続き

労働保険、社会保険等の加入状況。

手続きの時期は適正か。

#### (5) 法定帳簿等の整備

労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。

#### (6) 安全衛生関係

健康診断の実施、産業医の選任、業務災害への対策の状況は適正か。

#### (7) その他必要な事項

### 5 調査方法等

上記4の視点に基づき、下記の調査を行い、改善の指示・確認を行った。

( 1 ) 書類審査

ア 就業規則、賃金規定等の規定類の整備状況、内容の審査

イ 規定類が実態として機能し、労働者の労働条件が確保されているかを確認するための帳簿書類等の審査

( 2 ) 現地調査・職員ヒアリング

職場環境の整備状況の確認、指定管理施設責任者及び複数の従業員へのヒアリングを行った。

( 3 ) 改善の指示、確認

調査結果の内容を踏まえ、指定管理者へ改善の指示を行い、改善の確認を行った。

6 主な指摘事項及び改善内容の概要

労働環境モニタリングを実施した結果、主な指摘事項は以下のとおりである。

主な指摘事項	改善内容
労働条件通知書の整備 「労働条件通知書」の明示時期が適切でない。	今後の就労契約においては、就労に先立って労働条件通知書を明示する。
労働者の過半数代表者の選出方法 労働者の過半数代表の選出方法が適切でない。	2023年度分の労働者代表の選出の際に、民主的な手続きが取られるよう事務局より指導し、選出の経緯を記録に残す。

7 労働環境モニタリング結果に基づく総合評価

指定管理者で勤務する従業員について、労働者の人たちに値する重大な危険はありませんでした。

また、従業員ヒアリングから労働条件、職場環境に対する重大な不安や不満はなく、良い労使関係・労働環境が築かれています。

しかし、労務管理の一部に不備があったため、改善を指示し、確認を行った。